

令和5年第4回都城市議会定例会（12月追加）

（議案第167号）

議案第167号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例
 都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第5（第2条関係）					別表第5（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
(略)					(略)				
8 戸籍に関する証明の交付又は閲覧の手数料	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明		(略)		8 戸籍に関する証明の交付又は閲覧の手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付		(略)	
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明		(略)			戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付		(略)	

(略)	
届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明	(略)

(略)		
届出若しくは申請の受理の証明、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明	(略)	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証	1件	400円

明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件	700円	

届書その他市町村長の受理 した書類の閲覧	(略)
(略)	

届書その他市町村長の受理 した書類の閲覧又は届書等 情報の内容を表示したもの の閲覧	(略)
(略)	

附 則
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第167号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例																							
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																							
施行予定日	令和6年3月1日	制定年月	平成18年1月																					
制定改廃の目的・背景	戸籍法の改正により、広域交付戸籍証明書等を発行することとなることに伴い、当該証明書等の手数料を設定するため、所要の改正を行うもの。																							
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 広域交付戸籍証明書、戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書、届書等情報内容証明書等の発行が開始されるため、別表第5（第2条関係）の「種類8」に次の手数料を加える。																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付 ※広域交付戸籍証明書</td> <td>1通</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付 ※広域交付除籍証明書</td> <td>1通</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>届書等情報の内容の証明</td> <td>1通</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</td> <td>1件</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>除籍電子証明書提供用識別符号の発行</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>届書等情報の内容を表示したものの閲覧</td> <td>1件</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	金 額	戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付 ※広域交付戸籍証明書	1通	450円	戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付 ※広域交付除籍証明書	1通	750円	届書等情報の内容の証明	1通	350円	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	400円	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	700円	届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件	350円
	区 分	単 位	金 額																					
	戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付 ※広域交付戸籍証明書	1通	450円																					
	戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付 ※広域交付除籍証明書	1通	750円																					
	届書等情報の内容の証明	1通	350円																					
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	400円																					
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	700円																					
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件	350円																						
関係する法令及びその条項	戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の2第1項、第120条の3第2項、第120条の6第1項等																							
制定改廃を要する関係条例等																								
備考																								

都使審第9-2号
令和5年10月17日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和5年10月11日付け都財第331号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市手数料条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」に準
拠し、制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男
委員 蓑原 行満
上原 誠史
横山 幸子
長友 佳奈美